明るい選挙
啓発ポスターコンクール

第72回　令和２年度作品の募集

募集期間　5月11日(月)～9月11日(金)

※締切日は市区町村によって異なることがありますので、
詳しくは最寄りの選挙管理委員会にお尋ねください

発　表　11月

パンフレットのダウンロードと
過去の入賞作品はこちらから

選挙って、「もっと遊ぶところがほしいな」とか、「もっとゴミの少ない町になったらいいな」…って、みんなの思いや願いをみんなに代わって実現してくれる代表の人たちを選ぶこと。
町や国のことを決めるとても大切なことなので、代表にふさわしいかどうかよく見て投票することが必要なんだ。
大人になったら、その大切な選挙にみんなで参加しましょう。

明るい選挙のイメージキャラクター
“選挙のめいすいくん”

ポスターの作成について

文部科学省初等中等教育局視学官
東良 雅人

ポイント

ポスターは自分の考えたことや情報を伝えるための表現です。自分が表現したいイメージが豊かに伝わるように、ポスターを見る人の気持ちになって絵や文字の工夫をすることが大切です。

※掲載作品はすべて「令和元年度文部科学大臣・総務大臣賞」受賞作品です。

小学校（低学年～中学年）

伝えることと、自分の気持ちを表現することをはっきりと分けるのではなく、選挙に対する思いや願いのイメージを身近なことや日常の経験などから素直に表現することが大切です。

ヒント1 日常の経験や夢などをもとに描く

このポスターは、大きな鳥に乗って投票場所に向かっていく夢のあるアイデアが面白い作品です。描かれた投票用紙を持って大きく手を挙げている姿から「みんなで投票に行こう！」という思いが伝わってきます。このような日常の経験や夢などをもとに描くことで、こんな風に楽しく選挙に行けるようになるといいなという作者の思いが伝わってきます。

船津 梨衣奈さん
奈良県橿原市立真菅小学校3年生（当時）

ヒント2 投票の場面から考えて描く

このポスターは、子供たちが投票用紙をもって見る人に訴えている姿がとても愛らしく感じる作品です。一人一人のそれぞれの表情を丁寧に描いていて、子供たちの「正しい選挙をしましょう！」という声が聞こえてきそうです。このように、選挙の投票の場面から考えて描くことで、より選挙に行くことの大切さが見る人に伝わります。

鈴木 柚愛さん
栃木県栃木市立大平中央小学校1年生（当時）

小学校（高学年）

「人に伝える」ということを身近な経験や社会に目を向けて自分なりに考えたり、想像を広げたりしたことなどから「明るい選挙」のイメージをふくらませて表現することが大切です。

ヒント3 身近な経験から想像を広げて描く

このポスターは、明るい選挙が目指すことを、人類が初めて月に行ったときのイメージと重ね合わせて伝えています。このように自分の見たことや知ったことなどから想像を広げて描くことで、見る人の関心を高める表現になります。

関本 侑佳さん
宮崎大学教育学部附属小学校5年生（当時）

ヒント4 社会に目を向けて描く

このポスターは、明るい未来」と「暗い未来」を人物の表情や色合いなどがとても工夫して描かれていて、見る人が真ん中の白く描かれた人物に自分を置き換えて「自分だったらどちらの道に行くのだろうか」と考えさせてくれます。このように社会に目を向けて、明るい選挙について考えることで、選挙が全ての人にとって大切であることが伝わります。

安渡 京杜さん
静岡県磐田市立東部小学校6年生（当時）

中学校・高等学校

自分が伝えたいことを見る人の立場に立って、何をどのように伝えるのかを考えて、絵や文字を工夫して描くことが大切です。

ヒント5　伝えたい内容を厳選して描く

このポスターは、今にも突進してくるような象と「選挙にいくぞぅ」のユーモラスな標語と文字がとてもいいバランスでシンプルに描かれています。このように、伝えたい内容を厳選して描くことは、相手に伝えたい内容を明確にします。

金子 凌也さん
福井県あわら市金津中学校3年生(当時)

ヒント6　独創的な視点で考えて描く

このポスターは、投票用紙に自分たちの町並みを描くことで、一人一人の投票が私たちの豊かな生き方につながることなど、私たちの生活と明るい選挙との関係性を描いています。このように、独創的な視点で考えて描くことで、見る人に強い印象を与えたり、考えさせたりすることにつながります。

大場 南都子さん
長野県松本深志高等学校3年生(当時)

選挙ってなに？　それはみんなの代表を選ぶこと

あなたの住む町をどういう町にするか、国で起きている問題をどう解決していくか、ということはみんなが選んだ代表者によって決められます。その代表者を選ぶのが選挙です。

例えば、身近な市や町の代表として市町村長や議会の議員を、都道府県の代表として知事や議会の議員を、国の代表として衆議院議員や参議院議員を選びます。このように色々なレベルの選挙がありますが、それぞれみんなを代表して、みんなのために働いてくれる人を、みんなで選ぶ、それが選挙です。選挙は民主政治を支える大切な制度なのです。

みんなが大切な一票を持っています

平成28年6月、選挙権年齢がこれまでの「満20歳以上」から「満18歳以上」になりました。すべての日本国民は、18歳になると選挙権が与えられ、自分の選んだ人に投票することができます。

最近ではとても大切なはずの選挙に参加しない人が多く、特に若い人の投票率が低くなっているのです。選挙権をもち、投票できるようになったら、必ず投票するようにしましょう。

明るい選挙が、明るい未来をつくる

選挙では、候補者や政党の考えに対して、本当に代表にふさわしいかどうかをよく見て自分で判断し、みんながすすんで投票することが大切です。候補者がお金や物を贈って投票を頼んだりするなど、ルールに違反してはいけません。明るい選挙とは、「一人でも多くの皆さんが政治や選挙に関心を持ち、すすんで投票に参加し、ルールに違反することなく公正に選挙が行われること」をいいます。

明るい選挙は、明るい未来をつくる基本となるものです。

なぜ18歳選挙権が実現したの？

昔はごく少数の人にしか選挙権が与えられていませんでした。日本で初めて選挙が行われた1890年（明治23年）、この時は直接国税を15円以上納めている満25歳以上の男性だけが投票できたのです。これは全人口のわずか約1％にしかすぎませんでした。

その後、少しずつ制度が改正され、1925年（大正14年）には25歳以上のすべての男性に選挙権が与えられ、第二次世界大戦が終わった後の1945年（昭和20年）には満20歳以上の男女すべての日本国民が選挙権をもつようになりましたが、それから70年、選挙権年齢は変わらないままでした。

しかし、日本は少子高齢化社会となり、若い人たちが社会に占める割合が少なくなりました。

諸外国の選挙権年齢もほとんどが18歳以上であることから、若い人たちの声がより政治に反映されることを期待して、2015年（平成27年）6月の改正（施行は平成28年6月）で、選挙権が「満20歳以上」から「満18歳以上」に引き下げられたのです。

選挙権が得られたら、大切な一票を生かすためにすすんで投票しましょう。

令和２年度明るい選挙啓発ポスター
作品募集（第72回）要項

❶趣旨

私たちが豊かで幸せな生活をおくるには、立派な政治が行われなければなりません。その政治は選挙によって選ばれた人たちによって行われます。だから選挙が明るく正しく行われなければなりません。そこで、全国の児童、生徒の皆さんに、明るい選挙を呼びかける印象的なポスターをかいていただきたいのです。

❷応募規定

⑴内容
明るい選挙を呼びかけることを内容に、自由に表現してください。

⑵応募資格
小学校児童、中学校・高等学校の生徒

⑶募集期間
5月11日（月）から9月11日（金）まで

⑷締切日と提出先
9月11日（金）までにあなたの住んでいる市区町村または通学している学校のある市区町村の選挙管理委員会に提出してください。**（市区町村によって異なることがありますので、詳しくは最寄りの選挙管理委員会にお尋ねください）**

⑸画材
描画材料は自由（紙や布など、絵の具材料だけに限りません）

⑹大きさの基準
画用紙の四ツ切（542㎜×382㎜）、八ツ切（382㎜×271㎜）もしくはそれに準じる大きさ

⑺応募上のご注意
①作品のうら右下に、都道府県名、学校名、学年、氏名（ふりがな）を必ず記入してください。
②応募作品は、原則として返却しません。
③入賞作品の版権は主催者に属し、作品は自由に利用させていただきます。
④入賞者の学校名、学年及び氏名を公表させていただきます。

❸審査

⑴第1次審査
各市区町村選挙管理委員会において、小・中・高別に選びます。

⑵第2次審査（地方審査）
各都道府県選挙管理委員会において、小・中・高別に応募数に応じ、所定の点数を選んだうえ、第3次審査（中央審査）へ提出します。

⑶第3次審査（中央審査）
第2次審査で選ばれた作品について、下記審査員により入賞作品を決定します。
文部科学省･総務省･公益財団法人明るい選挙推進協会･都道府県選挙管理委員会連合会の各代表審査員

❹賞

⑴小・中・高別に次の賞を贈ります。
①文部科学大臣・総務大臣（連名）の賞状と公益財団法人明るい選挙推進協会会長・都道府県選挙管理委員会連合会会長（連名）からの副賞
小学校　各学年1名　　中学校　各学年2名　　高等学校　各学年2名
②公益財団法人明るい選挙推進協会会長・都道府県選挙管理委員会連合会会長（連名）の賞状と副賞
小学校・中学校・高等学校　各学年若干名

⑵第3次審査（中央審査）に提出された方全員に、公益財団法人明るい選挙推進協会会長から記念品を贈ります。

❺発表

11月上旬の予定

主催　公益財団法人明るい選挙推進協会　都道府県選挙管理委員会連合会
都道府県選挙管理委員会　市区町村選挙管理委員会
後援　文部科学省　総務省　都道府県教育委員会　市区町村教育委員会

お問い合わせは市区町村の選挙管理委員会にお願いします。

公益財団法人 明るい選挙推進協会
〒102-0082　東京都千代田区一番町13-3
ラウンドクロス一番町 7階
電話　03－6380－9891
ホームページ　http://www.akaruisenkyo.or.jp/
メール　akaruisenkyo@mua.biglobe.ne.jp